

## 指定種苗の生産等に関する基準

(平成十四年四月一日農林水産省告示第九百三十三号)

改正：平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百二十一号

平成二十年七月三日農林水産省告示第千七十三号

最終改正：平成二十九年十月二日農林水産省告示第千五百二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五十二条（現行：六十一条（平成十九年五月法律第四十九号により改正））第一項の規定に基づき、指定種苗の生産等に関する基準を次のように定め、昭和五十八年九月十三日農林水産省告示第千六百六十六号（野菜の指定種苗の生産等に関する基準）は、廃止する。

一 稲、麦類（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）及び大豆（いずれも食用又は酒造用に限る。以下同じ。）並びに野菜（別表一及び別表二の種類欄に掲げるものに限る。以下同じ。）の種子の生産に関し、指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準次に掲げる事項を遵守すること等により、品種の純度（異種、異品種及び品種特性が明らかに変化した変異株の種子（以下「異種等種子」という。）を除いた種子の全体の種子に対する粒数割合をいう。以下同じ。）が稲、麦類及び大豆にあつては百パーセント、野菜にあつては九十五パーセント以上になるよう努めること（購入した種子（委託生産に係る種子を除く。）について種苗法第五十九条第一項の規定に基づく表示をする種苗業者にあつては、品種の純度が稲、麦類及び大豆にあつては百パーセント、野菜にあつては九十五パーセント以上になるように管理された生産が行われたことを確認するよう努めること。）。

(一) 採種ほ場の隔離の程度は、次のとおりとなるようにすること。

ア 稲、麦類及び大豆

(ア) 同一のほ場において前作と同じ農作物の種子を生産する場合には、前作の収穫後一年以上経過した後には栽培が開始されていること。ただし、前作で生じた異種等種子がほ場に残存しないための措置を講じている場合は、この限りでない。

(イ) 隣接して同じ農作物を生産するほ場がある場合には、当該ほ場と畦畔、障害物等によって区分され、かつ、十分な距離が確保されるようにすること。ただし、交雑を防止するためのその他の措置を講じている場合は、この限りでない。

イ 野菜

採種ほ場の位置の適切な選定、採種ほ場周辺における父本以外の交雑花粉源の除去等により、母本の開花期に母本が父本以外の交雑花粉源から別表一に掲げる距離以上隔離されるようにすること。ただし、被覆材、障害物等により隔離される場合は、この限りでない。

(二) 品種の純度が高い優良な原種を使用すること。

(三) 採種ほ場における異種株、異品種株及び品種特性が明らかに変異した変異株（以下「異種株等」という。）について、次のとおり措置を講ずること。

ア 稲、麦類及び大豆

採種ほ場において、異種株等を除去すること。

イ 野菜

採種ほ場において、異種株等を開花前に除去すること。

(四) 種子伝染性の病虫害の防除を徹底するとともに、病虫害（種子伝染性の病虫害を除く。）及び雑草が農作物の生育に影響を及ぼさないよう管理すること。

(五) 採種ほ場において、一代雑種の種子を生産する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 稲

母本の開花期に母本が父本以外の交雑花粉源から十分に隔離されるようにすること。

ただし、被覆材、障害物等により隔離される場合はこの限りではない。

イ 野菜

必要に応じ、除雄並びに人工交配しなかった花及び果実の除去を的確に行うこと。

(六) 収穫後の管理を適切に行い、異種及び異品種の混入を防止すること。

二 稲、麦類及び大豆並びに野菜の種子の調整に関し、指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準

(一) 作業場の適切な管理を図ること、種子の搬入及び搬出の記録その他調整作業に関する記録を保存すること等により、調整時における品種の混同並びに異種及び異品種の混入を防止すること。

(二) 純潔種子（異種種子、異品種種子及びきょう雑物を除いた種子をいう。以下同じ。）の全体に対する重量割合（以下「純潔種子率」という。）が、技術的に困難な場合を除き、次のとおりとなるよう精選すること。

ア 稲、麦類及び大豆

百パーセント。ただし、きょう雑物のうち、雑草種子及び病虫害種子の混入の限度は、次のとおりとする。

(ア) 雑草種子

稲及び麦類にあつては、〇.二パーセント

(イ) 病虫害種子

稲及び麦類にあつては、〇.五パーセント、大豆にあつては十パーセント。ただし、種子伝染性の病虫害種子は混入していないこと。

イ 野菜

しゅんぎく及びにんじんにあつては九十五パーセント以上、その他の野菜にあつては九十八パーセント以上

(三) 発芽率（純潔種子のうち正常芽生を生ずる種子の全体の種子に対する粒数割合をいう。以下同じ。）が、技術的に困難な場合を除き、別表二の発芽率の欄に掲げる数値以上になるよう調整すること。

(四) 気密包装種子である旨の表示をする種子については、発芽率が、㉓にかかわらず、別表二の発芽率の欄に掲げる数値以上に、含水量（種子の水分の種子全体に対する重量割合をいう。以下同じ。）が、別表二の含水量の欄に掲げる数値以下になるよう調整すること。

(五) 台木用のゆうがおの種子については、熱処理又は薬剤処理によりつる割病菌を対象とした消毒を行うこと。

三 稲、麦類及び大豆並びに野菜の種子の保管に関し、種苗業者が遵守すべき基準

(一) 保管期間（輸送期間及び店頭販売期間を含む。以下同じ。）中における品種の混同並びに異種及び異品種の混入を防止すること。

(二) 保管期間中に純潔種子率及び含水量に大きな影響を及ぼす事故があつた場合には、再度所要の調整又は発芽試験を行い、発芽率については種苗法第五十九条第一項の規定に基づく表示を変更すること。

(三) 保管期間中は、種苗法第五十九条第一項の規定に基づく表示について、種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二十三条第一項第一号又は第二号の規定により発芽率を表示した場合にあつては当該表示をしてから一年以内（気密包装種子である旨の表示をした種子については二年以内）に、同項第三号の規定により発芽率を表示した場合にあつては当該表示と併せて表示されている有効期限内に、それぞれ再度発芽試験を行い、表示を変更すること。

四 野菜の種子の包装に関し、種苗業者が遵守すべき基準

気密包装種子である旨の表示をする種子は、日本工業規格Z一五二〇に該当するはり合せアルミニウムはく又はこれと同等以上の防湿性能を有する包装材料を用いて密封すること。

五 遺伝子組換え技術によって得られた作物の種子の取扱いに関し、指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準

遺伝子組換え技術によって得られたとうもろこしであつて平成十二年五月一日厚生省告示第二百三十三号（組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続）第三条第二項の規定に基づく安全性の審査を経た旨の公表がなされていないものの種子の混入を防止すること。

別表一

種類	最小隔離距離
かぶ、かぼちゃ、からしな、カリフラワー、キャベツ、きゅうり、 在来なたね、すいか、だいこん、とうもろこし、はくさい、 ブロッコリー、ほうれんそう、ゆうがお、めキャベツ、メロン	六〇〇メートル
アスパラガス、おくら、ごぼう、セロリー、たまねぎ、にら、 にんじん、ねぎ、パセリ、みつば	三〇〇メートル
しゅんぎく、そらまめ、とうがらし、レタス	一〇〇メートル
トマト、なす	五〇メートル
いんげんまめ、えだまめ、えんどう	一〇メートル

別表二

種類	発芽率	含水量
アスパラガス	七〇パーセント	七.〇パーセント
稲	九〇 "	—
いんげんまめ	八〇 "	八.〇パーセント
えだまめ	七五 "	八.〇 "
えんどう	七五 "	八.〇 "
おくら	七〇 "	七.〇 "
かぶ	八五 "	六.〇 "
かぼちゃ	八〇 "	六.五 "
からしな	八五 "	六.〇 "
カリフラワー	七五 "	六.〇 "
キャベツ	七五 "	六.〇 "
きゅうり	八五 "	六.五 "
ごぼう	八〇 "	七.〇 "
在来なたね	八五 "	六.〇 "
しゅんぎく	五〇 "	七.〇 "
すいか	八〇 "	七.〇 "
セロリー	七〇 "	八.〇 "
そらまめ	七五 "	八.〇 "
だいこん	八五 "	六.〇 "
大豆	八〇 "	—
たまねぎ	七〇 "	七.五パーセント
とうがらし	七五 "	五.五 "
とうもろこし	七五 "	八.五 "
トマト	八〇 "	六.五 "
なす	七五 "	七.〇 "
にら	七〇 "	八.〇 "
にんじん	五五 "	八.〇 "
ねぎ	七五 "	七.五 "
はくさい	八五 "	六.〇 "
パセリ	六〇 "	八.〇 "
ブロッコリー	七五 "	六.〇 "
ほうれんそう	七五 "	九.〇 "
みつば	六五 "	八.〇 "
麦類	八〇 "	—
めキャベツ	七五 "	六.〇パーセント
メロン	八五 "	六.五 "
ゆうがお	七五 "	七.〇 "
レタス	八〇 "	六.五 "